

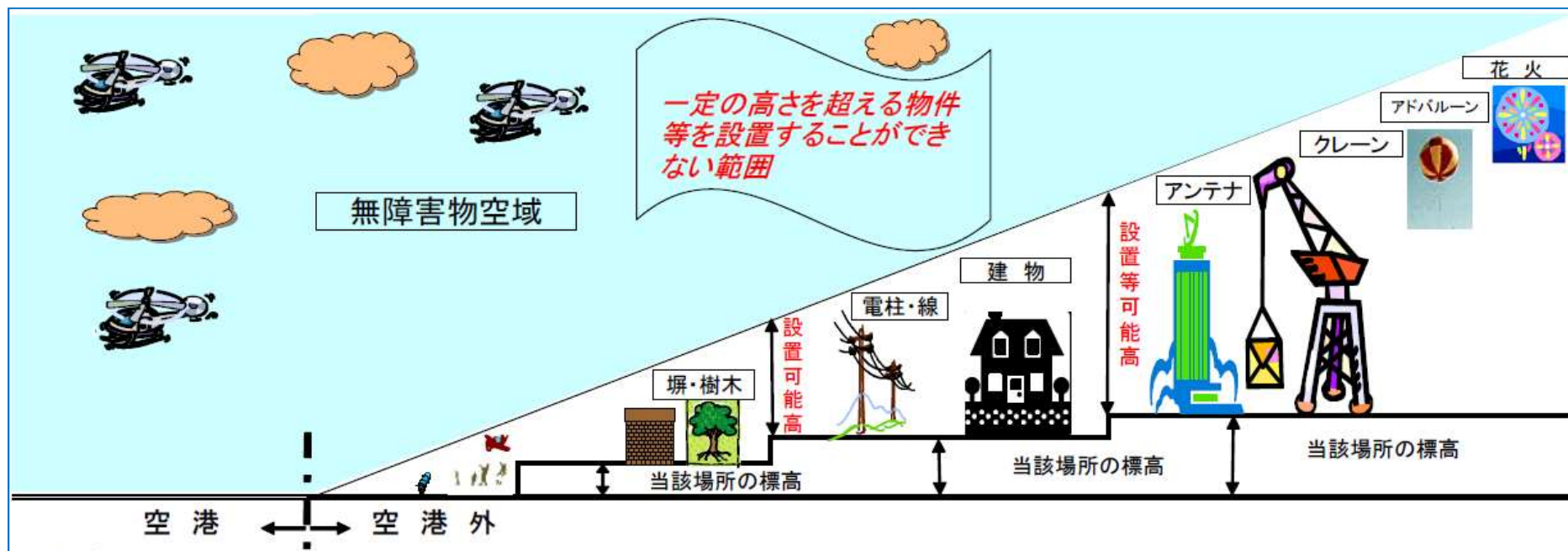
山口宇部空港周辺における高さ制限のお知らせとお願い

空港周辺では、航空の安全を確保するために周辺の一定空域を障害物が無い状態にしておく必要があり、一定の高さを超える物件等を設置することができません。このため、「航空法」により各空港に制限表面を設定し、**その制限表面の上に出る高さの建造物、植物その他の物件を設置し、植栽し、又は留置することは禁止**されています。なお、制限表面の範囲など不明な事項については、下記担当窓口までお問い合わせください。

(参考)

物件等の中には、建築物はもとより、クレーン等の設置、無線やテレビアンテナの設置、樹木、アドバルーン、の浮揚などがあり、ラジコン機や打ち上げ花火なども対象となります。

○航空法による制限表面のイメージ



お問い合わせ先
山口県山口宇部空港事務所
TEL:0836-21-5841 FAX:0836-22-1034